

第36回宮城県産業振興審議会

日 時 平成27年12月24日（木）
午前10時から正午まで
場 所 宮城県庁4階 特別会議室

第36回宮城県産業振興審議会 議事録

1 開 会

■ 富県宮城推進室 佐藤副参事

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。若干、定刻よりも早いのですが、皆さんお揃いになりましたので、只今から第36回宮城県産業振興審議会を開催いたします。はじめに、欠席された委員の方々を御報告させていただきます。岡田秀二委員、斎藤まゆみ委員、佐々木好博委員の3名が本日、所用のため欠席をされております。本会議の定足数は、委員20名に対し、本日は17名の委員の出席をいただいております。産業振興審議会条例第5条第2項の規定に基づき、本日の会議は、有効に成立していることを御報告いたします。それでは、開会に当たりまして、宮城県農林水産部後藤部長より挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

■ 農林水産部 後藤部長

皆様、おはようございます。本日は、年末の大変お忙しい中、第36回になります宮城県産業振興審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、本県の農林水産行政、さらには、産業振興行政全般にわたりまして、御支援・御協力をいただいておりますことに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。さて、本日、皆様に御審議いただきます「みやぎ食と農の県民条例基本計画」につきましては、8月7日に開催いたしました、第35回産業振興審議会におきまして、計画の中間の状況で提示をさせていただきましたが、様々な観点から幅広い大変貴重な御意見を頂いたところでございます。また、本日の最終案につきましては、これまで頂きました御意見、それから、パブリックコメント、農業団体等からの意見を取りまとめて、最大限反映をさせていただいたという風に考えてございます。本日は、その案につきまして、御説明をさせていただきたいと考えてございます。

TPPの協定交渉が大筋合意に至りまして、本県農業を取り巻く環境は大きく変わろうとしてございます。将来的なTPPの予測として、14兆円のプラス、それから、農業関係については、1,000億円のマイナスの影響が出るというような農林水産省の試算も出ようかとしております。我々といたしましても、農業につきまして、1,000億円の影響額、本県にどのように反映するのかというのをこれから算出をしながら、対応を考えたいというふうに思っておりますが、その影響額という部分だけを捉えるのではなくて、積極的にTPPを活用する部分も今後生じてくるだろうと思っております。この食と農の県民条例基本計画は、そういった部分も将来取り込んでいきながら、対応できていくようにということで、本計画をベースに持続可能な魅力ある農業農村を築き上げていくということをテーマに考えているところでございます。その内容について、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

す。また、本日、前回の審議会におきまして、概要及びスケジュール等につきまして、御説明申し上げておりました「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」について、経済商工観光部が所管でございますが、その素案をお示いたしますので、忌憚のない御意見をいただければと考えてございます。それでは、これから、2時間という予定でございますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

■ 富県宮城推進室 佐藤副参事

本日の議事についてですが、次第にございますとおり、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しにかかる最終案の審議を予定しております。本計画につきましては、平成23年度から32年度までの、10年間の計画となっておりますが、社会情勢の変化等に伴い、今回、中間見直しを行っているものでございます。また、議事の(2)、その他といたしまして、「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」素案について、御意見を頂戴する予定となっております。本日の配布資料につきましては、次第の裏面の方に、記載がございますが、資料の1から資料の7-2まで、資料の5につきましては、別冊1・2・3、参考1・2という付属の資料もございます。こちらの方を、配布しております。資料の不足等がございましたら、お近くの職員の方にお申し付けいただければと思います。また、発言をされる場合には、職員がマイクをお持ちしますので、そのマイクを使用して、発言の方をお願いしたいと思います。それでは、議事に移らせていただきたいと思っております。会議は産業振興審議会条例の規定に基づき、会長が議長となって、議事を進めることとなっておりますことから、ここからの議事進行につきましては、内田会長にお願いしたいと思います。内田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

■ 内田会長

はい、よろしくお願いいたします。まず、議事に入る前に本審議会は、平成12年度の第1回の会議において、公開すると決定されておりますので、公開として進めさせていただきます。それでは、次第に従いまして、進めて参ります。よろしくお願いいたします。

議事は「みやぎ食と農の県民条例に基づくみやぎ食と農の県民条例基本計画の見直しについて」でございます。計画案について、農業部会での審議経過を報告いただき、その後、事務局から具体的な内容の説明をお願いいたします。では、伊藤部会長よろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る中間案の審議 について

■ 伊藤部会長

それでは、私の方から農業部会での審議経過について御報告させていただきます。お手元

の資料6にスケジュールがございます。本年1月に計画の中間見直しについて、知事から当審議会の内田会長へ諮問され、その後4回の農業部会を経て最終案を作成いたしました。最終案の作成に至るまでの間には、審議会全体会で出てきました数々の建設的、貴重な御意見はもちろんのこと、農業者等との意見交換会の開催、それから、パブリックコメントの募集によって、県民、農業者、農業関係団体等の御意見を広く取り入れて、案を作成しております。お手元の参考1及び参考2のとおり、多方面にわたり、大所高所から、また生産現場で抱えている課題に基づきながら数多くの御意見を賜りました。その表の中程に記載されておりますとおり、大部分はその意見を反映することができたのではないかと思います。その結果、計画で目指す将来像や、施策の基本的な骨格は踏襲しつつも東日本大震災や農政改革など宮城の農業農村を取り巻く情勢変化に対応した新たな視点や取り組みは、数多く盛り込まれているかと思います。今回は、中間見直しという作業ではありましたが、第3期の基本計画を視野に入れて、十分に議論を重ねて作り上げておりますので、農業部会としては、相応の満足いく計画案ができたのではないかと考えております。

この後、詳しい内容については、事務局から説明があるかと思いますが、本日が最後の審議会となりますので、より良い計画案になりますように皆様から更なる御検討をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

■ 内田会長

はい、ありがとうございます。それでは事務局の方から説明をお願いします。

■ 農業振興課 高橋課長

はい。事務局を担当しております農業振興課の高橋でございます。よろしく願いいたします。早速でございますが、私の方から「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る最終案を御説明を申し上げたいと思います。座って説明をさせていただきます。

最終案の作成に当たりましては、8月に行われました審議会、それから、先月行われました農業部会での御意見、また、9月10日から10月9日まで実施いたしましたパブリックコメントなどを踏まえながら見直しを行っているところでございます。頂戴いたしました御意見につきましては、今、伊藤部会長から説明がありましたけれども、参考1・2の資料に整理させていただいております。改めまして、施策の推進へ幅広く御意見をいただいたことに、御礼を申し上げます。

それでは、前回、この審議会にお示しいたしました中間案から加筆・修正等した主な変更点を中心に御説明をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

はじめに、資料1を御覧ください。これは、計画の基本構成を示した資料ということになります。左側には、前回お示した案の構成を、中央には最終案の構成を、右側には修正した主な内容について、吹き出しで説明をしております。構成の順に沿って、御説明いたします。

第1章の「基本的な考え方」では、新たに、第4節といたしまして「基本計画の進行管

理」に関することを追加いたしました。また、第6節として「基本計画に関連する県の計画・方針等」を追加いたしました。これは、この基本計画以外にも、農業・農村の振興に関連する各種計画等について、周知することが必要であるとの御意見を反映し追加しております。

第2章におきましては、第1節、「宮城県の食と農業・農村を取り巻く情勢」の中に、T P P協定交渉が大筋合意に至りましたことから、その旨を新たに追加しております。

第3章「基本計画で目指す将来の姿」に関しましては、第1節において、「基本計画で目指す食と農の将来像を記述しておりますが、内容が不十分であったこともあり、方向性が見えづらい、分かりづらい部分が生じていたと思っております。

審議会からの御意見を踏まえまして、その内容について大きく見直しました。

また、第2節「農業・農村の見通し及び目標」につきましては、関連する計画が見直し中のため、検討中と前回までしておりました「農業産出額」や「主要品目別栽培面積」などの目標について、その数値を記載いたしました。

第4章におきましては、第2節「各施策の推進方向」について、記載内容を追加、拡充しております。また、第3節の「推進指標一覧」へ、前回は検討中としておりました平成32年の目標値を記載いたしました。

第5章といたしましては、検討しておりました7つの圏域計画を追加してございます。それから、今回、参考といたしまして「各施策において、重点的に取り組む事項」、「活力ある担い手の確保・育成に向けた農業経営モデル」について記載したいと考えております。

次に資料の2-1を御覧願います。この資料は、基本構成の各項目毎に、審議会やパブリックコメント等の御意見を踏まえ、前回からの主な変更内容について、整理をしたものでございます。第3章に関連いたしましたこととしまして、審議会から「計画で目指す将来像は、産業政策が前面に出ているように見える、地域政策の要素もできるだけ盛り込んでほしい」、「地域政策と産業政策の関係が見えない」、あるいは、「農業・農村を核として地域・人が元気になり、人が増え、雇用が生まれるというような視点」、「サステナブル（持続可能）」という考え方が重要、キーワードを入れては」といった御意見をいただいたところでございます。そうした御意見を踏まえ、内容を見直し、地方創生の取り組みを通じた農業振興の重要性あるいは産業政策や地域政策についての記述を加えながら、持続可能な魅力ある食・農業・農村の将来像を築き上げることの必要性について、修正・加筆をいたしました。詳細につきましては、別冊1の14ページから15ページになります。

また、「ブランド化」ということや、「いろいろなものがあるのが食材王国みやぎの強み、その豊かさをもっとPRしては」という御意見も頂戴いたしました。そのような御意見を踏まえ、食の将来像のところに「差別化（こだわる）」、「約束性（守る）」、「持続性（続ける）」ということを基本とするブランド化」についてや、「食とえばみやぎ、みやぎとえば多彩で豊富な食を創出する県」という内容について、新たに記述してございます。

それから、「イノベーション」や「顧客満足」に関する御意見を踏まえ、農の将来像のと

ころに「ICTの活用やイノベーションにより顧客満足を高める、フードバリューチェーンが構築されています。」と新たに追記をさせていただきます。

第4章になりますが、「食と農の振興に関する施策の推進方向」では施策の2、「消費者と農業者の相互理解の推進」に関連し、地域内だけでなく、県全体で「県産県消」を推進して欲しいとの御意見を頂戴いたしました。県で推進している「地産地消」は県産食材の県内消費であり、御意見の趣旨と一致いたしておりますことから、その趣旨を本文中に明記いたしました。

また、「食」と「農」の間には、かなり距離感があると感じているということから、食育について、「食」だけでなく、「農」の字も加えた方が良いとの御意見を頂戴いたしました。そのため、②の小項目名を「食と農に関する県民理解の醸成」に変更するとともに、取り組み内容へも「農」の字を追加いたしました。

続きまして、資料の2-2を御覧ください。施策の4でございます。「活力ある担い手の確保・育成」につきましては、女性農業者の活躍を後押しするため、「農業女子プロジェクト」のような取組や環境改善への支援が必要との御意見をいただきました。そのため、小項目④「女性農業者の活躍の機会拡大」の主な取り組みへ、「女性農業者同士の連携促進」や「働きやすい環境整備の推進」の内容を追加しております。施策6「水田フル活用による多様な作物生産の振興」につきましては、大豆の生産性向上に向けた技術導入や施設整備の支援が必要との御意見を頂戴いたしましたので、本文に反映をいたしました。

また、基本項目IVですが、項目名につきましては、現行の計画と同様に「農村の経済的な発展と生活環境の整備」としておりましたが、地域政策の項目名として「経済的な発展」というのは、馴染まないとの御意見をいただきました。そのため、項目名を「農村の活性化に向けた総合的な振興」に変更をいたしました。

施策14「中山間・沿岸地域等における農業振興と農村活性化」につきましては、農村への誘客も重要であるとの御意見をいただきましたので、本文に記載を追加しております。

それから、計画の中に、モデル経営を示して欲しいといった御意見を複数頂戴いたしましたことから、「活力ある担い手の確保、育成に向けた農業経営モデル」を作成し、参考にしていただくことといたしました。その内容につきましては、別冊2にまとめております。後ほど、御説明を申し上げます。

次に農業・農村の見通し及び目標を御説明いたしますので、資料の3の1を御覧願います。最初に、1の「農業の担い手の見通し」に関しましては、11月27日に公表されました2015年農林業センサスのデータから統計関数を用いて、その趨勢により、平成32年の見通しを推計しております。そういたしますと、販売農家数としては31,500戸程度、そのうち主業農家は6,000戸程度の見通しということになります。また、農業就業人口につきましては、概ね39,000人の見通しということになりました。

次に2の「農業産出額及び主要品目生産の目標」に関しましては、農業産出額については、を現行計画と同額の2,015億円を目標といたしました。平成25年の状況からは、大きな目

標となりますが、震災からの創造的な復興や一方で農協法等の改正も受けながら、JAグループとしても「農業生産の拡大」、「農業者の所得の増大」といったところを基本目標として取り組むということにしております。そのようなことも考慮をいたしまして、目標数字を設定しております。

部門別では、左の下に（１）から（４）で記載してございます目標設定の考え方によって、米の産出額としては811億円、園芸の産出額として422億円、畜産の産出額として、690億円、その他の産出額として92億円を見込んでおります。右側にあります表につきましては、主な品目別の栽培面積及び飼養頭羽数の目標を表してございます。

次に資料3-2を御覧下さい。この資料の左側にあります表については、主要品目の生産量を表しております。また、右側につきましては、左側の目標生産量を達成した場合に見込まれる品目別の食料自給率を示した表ということになります。なお、牛乳・乳製品など、畜産関係の自給率欄の括弧内数値につきましては、飼料自給率を考慮した場合の値となります。

次に、推進指標について御説明を申し上げます。資料の4をお開き願います。推進指標数でございますが、現行計画では38指標でございますが、見直し後は42指標としてございます。前回の審議会では、平成32年の目標値については、一部検討中でしたが、今回、全ての指標について、資料の一番右側に目標値をお示しをしております。

見直しに伴って、新たに設定した指標というのは、6指標でございます。見直した部分は、黄色で網をかぶせているところでございます。No. 4の「みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数」は26,000人を目標に取り組むこととしてございます。No. 10「大規模土地利用型農業法人数」、これは大規模ということで100ha規模を想定してございますが、20法人を目標としてございます。No. 26「先進的園芸経営体数」につきましては70経営体を目標に育成をして参ります。No. 28「加工・業務用野菜の取組面積」は460haを目標に推進して参ります。No. 33「大規模経営体数」は140経営体を目標に育成を図って参ります。No. 38「農業水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数」でございますが、5箇所を目標としてございます。現行の計画から継続する指標のうち、目標を上方修正したものは、9指標、これらは目標値を既に達成あるいは施策の強化充実によって、増加を見込んだことによるものです。

一方、下方修正したものについては、4指標でございます。No. 7「認定農業者数」は、農業者数の減少傾向を踏まえつつ、新規就農者からの移行や農業法人の増加を加味し、目標を再設定してございます。No. 31「食料品製造業の製造品出荷額」及びNo. 36「地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数」は、震災による影響を考慮いたしまして、修正をしております。No. 39「環境保全型農業取組面積」は、現状の取組面積等を踏まえて修正し、現況値よりもやや多い30,000haに設定してございます。

なお、No. 3の「農業体験学習に取り組む小・中学校の割合」につきましては、11月に開催されました農業部会において、目標値を70%に見直して修正案を提示いたしましたこと

ろ、100%を目指すべきだという御意見を複数頂戴いたしました。そのためこれまで、農作業など児童生徒が実際に体験するものを農業体験学習として集計しておりましたが、今後は農業以外に林業や漁業も含めて、地域の生産者等と連携した体験学習や体験を伴わない地域の食や農林水産業に関する教育なども含めた学習状況を広く把握することとし、目標値は100%といたしました。指標についての概要は、以上でございます。

ここで、別冊1、本文について、前回お示しした中から加筆修正した部分に下線を引いてございますので、ここを御説明いたします。まず、3ページをお開きください。第6節といたしまして、3ページから4ページにかけまして、本計画に関連する12の県の計画や方針等について、その主な分野、計画等の名称、概要をそれぞれ記載いたしました。なお「みやぎの農業・農村復興計画は、この基本計画に溶け込ませておりますけれども、並行して取り組んでいくことから、記載してございます。

続いて、10ページをお開き下さい。皆様、ご承知のとおり、10月5日、TPP交渉参加12カ国による閣僚会合において、大筋合意に至りましたことから、概要を含め、追記いたしました。

なお、県では、大筋合意に伴い、第1次産業分野における情報収集・分析・対策等について、検討を行う「TPP協定農林水産業対策本部」を設置いたしました。また、政府に対しまして、担い手が将来にわたり、意欲と希望を持って、経営に取り組めるなど、万全な対策を講じるよう要請を行っているところです。11月25日には、「総合的なTPP関連政策大綱」が政府より発表されましたが、具体的な内容については、来年の秋を目途に示されるという予定になっておりますので、それらの具体策を踏まえながら関係機関・団体と連携し、必要な対策に取り組んで参りたいということを考え、記載してございます。

14ページをお開き下さい。第3章の目指す将来の姿について、皆様の御意見を踏まえ、このように直してございます。続いて、16～18ページにかけて、農業・農村の見通しおよび目標を記載してございます。説明は先程申し上げました。

次に、58ページをお開き下さい。本計画では、全体の計画に加えて、第5章として、各圏域ごとに地域特性を活かした取り組み方向を示す「圏域計画」を掲載しております。前回の審議会の時点では、検討中ということにさせていただいておりましたが、今回、追加をいたしております。本県は、「広域仙南圏」をはじめ、「仙台都市圏」、「大崎圏」、「栗原圏」、「登米圏」、「石巻圏」、そして、「気仙沼・本吉圏」の7つの圏域に分かれております。時間の都合上、それぞれの圏域の計画の詳しい内容についての御説明は省略させていただきますが、特色ある品目の生産振興、地域資源を活かした農村振興、震災からの復興等、各地域の特徴を盛り込んだ圏域計画となっております。

次に65ページをお開き下さい。前回、中間案を御審議いただく際に計画で掲げる各施策の主な取り組み内容を図で説明する参考資料として、概要版をお示ししてございました。これにつきまして、パブリックコメント等で、わかりやすいことから計画本文と一緒に掲載した方が良いという御意見を頂戴いたしましたこともありまして、このような形で、掲載すること

にいたしました。

続きまして、別冊の2「活力ある担い手の確保・育成に向けた農業経営モデル」を御用意願います。表紙をめくっていただいて、1ページの2「モデルの内容」を御覧ください。主な営農類型として、土地利用型、施設園芸のいちご・トマト・ほうれんそう、畜産と5つのモデルをお示ししてございます。モデルの内容は、それぞれの営農類型毎に、2種類ございます。例として、2ページ「土地利用型」のモデルも併せて御覧いただきたいと思えます。1つは、「当面の目標となる経営モデル」で、効率的かつ安定的な農業経営モデルとして、他産業従事者並みの年間所得目標の確保を目標としたモデルをお示ししてございます。所得目標は、県が策定しております「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」で目標としている「主たる従事者1人当たり480万円程度」を基準としております。

もう1つは「経営の発展に向けたモデル」ということでございます。こちらは、規模拡大や技術改善、作目の転換等により、更なる経営発展に挑戦することで、所得の増大を図るモデルとなっております。経営発展を実現するために、具体的に取り組む内容については、ページの下段の括弧にそれぞれ記載してございます。

続いて、7ページを御覧ください。これは、先程お話しした「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」です。先程の5つの営農類型だけではなく、実際は、作目や生産方式の異なる37パターンの営農類型の経営指標を掲載してございます。7ページ以降に、全ての経営指標をお示しいたしました。意欲あるさまざまな農業者の方に、参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

ここまで、前回からの主な変更点について御説明いたしました。最後に見直した計画の概要について改めて全体像をお示ししたいと思います。お手数ですが、戻っていただきまして、資料の5-1を御覧いただきたいと思えます。これは、左側には、計画の基本的な考え方と本県の農業・農村を取り巻く情勢、中央には、先程来御説明申し上げました15の施策の推進方向を示してございます。現行の計画から変更した部分は、アンダーラインを引いてございます。右側には、将来の見通し・目標となる主な推進指標を記載してございます。資料の5-2を御覧ください。ここでは、今回の見直しに伴い、重点的に取り組む施策の主な取り組み内容について、ローマ数字で表してございます4つの基本項目毎に、整理をしております。産業政策と地域政策を共に推進しながら、本県、農業農村の振興に努めて参りたいと考えてございます。以上、基本計画の最終案について御説明させていただきました。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

これで、事務局からの説明を終わります。

■ 内田会長

はい、ありがとうございました。只今、御説明いただきました計画について、皆様から御質問や御意見をおよそ50分くらいでお伺いしたいと思います。前回の審議会より関係者間で修正を図りまして、パブリックコメントや農業部会を経ての最終案でございます。御意見

がございましたら、お願いいたします。

■ 須能委員

今回の修正で、私から要望しました食と農の関係も修正されたということで、感謝申し上げます。ついでに言うならば食育というのは食農教育で、知育・体育・徳育という体の話とは違って、人間が自然とどういうふれあいをするのか、食べるものが自然のエネルギーを使っているという生命維持産業の本質を知ることで、本来、その3つと並列にすべきものではないというのが、私の主張です。そういう趣旨では、前進はしてるんです。その中で、今回のTPPにより、プラスの人とマイナスの人という中で、第一次産業の宮城県ですから、政令指定都市の仙台、それから、トヨタ関係の人を除くとまさしく、このTPPによる影響というのは、もろに受けているわけです。そういう中で、私自身考えることは、経済的な評価も大事ですけども、この多面的機能をどう維持するのか、そのために担い手をどう教育するのも大事だと思っています。今回、子供達等、いろいろ書いてあります。私も食のコーディネーターは、休日に来られなくて、2年かかってやっと卒業したり、あるいは、教育応援団とか地元でもいろいろなことをやっておりますけども、現実には、県から指示はいくけれども、実際に県の職員自身が、コーディネーターとはどういうことなのかという身からの体験があまりないので、要するに外から見ている感じなのです。例えば、今も石巻管内の人材育成ということで、実業高校と業界で議論を重ねていますが、高校生になってから職業観の勉強しても遅いので、もっと子供の時から本当に自然を知る、そういうところの生きがいとかそういうものをもっと体験する必要があると思います。そのためには、教育委員会とどう付き合うか。各市町村の教育委員会の方は、市町村の管轄だから県は口を出せないと私は思います。だから、県の教育委員会の関係で、今は県立高校ということになってしまうのだと思います。ですから、小中学生の時からもうちょっと自然に馴染むようにするためには、教育委員会と産業人を含めたもっと開かれた議論で宮城県はどういう方向にもっていくのか、そのためには子供達をどうするのかを考えていく必要があると思います。今回のレポートは、非常によく目配りされて立派です。あとは、アクションプランにおいて、関係部署がどれだけ魂を入れるのか、これは知事が、県政報告というか、あるいは、施政方針で述べるのでしょうか、具体的にそれぞれのテーマの中で、誰が誰のためにというところを明確にしないと、お題目はできました、「はい、言ったとおりにやって下さい」ということに今まではなっていると思います。そういう意味では、私は、今回のTPPの影響を宮城県は強く受けるのではないかと、危機感を非常に募らせて見ているものですから、是非ともそういう視点も考えていただいて、今後、先に進めてほしいと思います。

■ 内田会長

はい、貴重なコメントありがとうございました。何か県の方からありますか。

■農業振興課 高橋課長

今、委員の方から、食育に関し、子供達に対する食の教育の重要性をもっと県として一体的に取り組むべきだという御意見を賜りました。実は、先程、報告の中で詳しく説明させていただきましたけれども、前回の農業部会でこの部分について、だいぶ議論がありました。農業体験を学校で取り組んでもらうという部分について、指標にしていたのですが、なかなか数値が上がっていかない。その理由としては、教育の中で、総合学習の時間とか、教育の見直しといったところもあるために、進まないという話をお聞きしましたので、実数に近い目標に見直したのですが、農業部会では「ならん」と、やはりこれは100%を目指すべきだという御意見が複数ありました。ただ、体験だけでは目標達成が非常に難しい部分がありますので、体験は伴わないけれども食と農に関する部分をしっかり教育の中に入れていくものも含めて、目標は100%にしようと修正いたしました。それから、食育の方は別な審議会がありますし、別な基本プランを持っております。そのプランの見直しの会議にも出させていただいておりますが、1つお話をさせていただいたのは、TPPについてでございます。皆さんもテレビでずっと見ていらっしゃると思いますが、本県は地産地消あるいは国産国消も含め取り組んできているのですが、TPPの合意によって、一般の消費者の方は、必ずしも地産地消を求めているわけではないというのが、何回も報道されております。これに関しては、私、非常に危惧を持ってまして、その食育プランの会議で強く申し上げたところです。お金が安ければ、そちらを買う。例えば、焼肉にしても、あるいは、小麦粉・パンにしても、TPPで合意をしたことによって、そういうものが入ると、それは非常に喜ばしいことだという消費者の方あるいは流通関係の方々の方が取り上げられております。このような状況については、輸入農産物が増える以上に精神的な部分で、今まで進めてきたことが、なかなかやりづらくなってきたのかなと思いますし、今後、TPPのジワジワと効いてくるところかなと感じております。そういう意味でも、県としては、子供の頃から県産農産物あるいは農林水産業に対する理解を高めようということで、この基本計画には入れさせていただいております。

■内田会長

はい、ありがとうございました。関連で、体験というのも大変大事なのですが、もう1つは先ほどおっしゃったように必ずしも体験でない中で、これからも食の重要性とか世界や日本における食の位置づけとか、それに対する誇りのようなことも是非教育の中に取り組んでいただけたらと思います。

その他ありますか。

■佐藤委員

先程、須能委員からも出ましたけれども、これまでの各委員会とか、パブリックコメントなどの要望、意見を取り入れてそれを殆ど取り込んだという形になっておりますけれども、

盛りだくさんの内容を、実際に実現できるのか、それを誰が追跡していくのか、それらをはつきりしてほしいです。

■ 農業振興課 高橋課長

この基本計画の推進の状況につきましては、条例の中で、議会に対して毎年度報告をするということになってございます。今回示させていただいた指標により、各施策がどの段階までいっているかということについて、進行管理をさせていただきたいと考えております。実現できるのかと今の段階から言われますと、全て 100%できますと言い切れるものではないですが、やはり県としての食と農に関する最も重要な基本計画として、関連施策等に反映をしながら、1つずつ展開をしていきたいと考えているところでございます。

■ 内田会長

はい、ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

■ 白鳥委員

確認の意味で、私、農業部会の方ですけれども、資料4の表の真ん中に No. があります。No. 33 の大規模経営体数というところ、中身について漠然として、どこまでが大規模かというのが、ちょっと見えません。これをはつきりさせていただきたいと思います。また、No. 10 については、100ha の大規模土地利用型農業法人数ということで、この法人数と大規模経営体の重複の数値はないのか、その辺、確認したいと思います。

■ 農業振興課 高橋課長

委員の確認事項について御説明申し上げます。大規模土地利用型という非常に似通った表現もありますので、ちょっと混乱をするところですが、大規模経営体数の推進指標の中身については、ICTとかロボット技術を取り入れて、農業生産や経営の効率化、高度化、規模拡大を図る大規模経営体数を積み上げカウントするということです。また、この指標につきましては、他の指標と重複する形となっております。大規模土地利用型経営体、これは先程、お話をいたしました法人があるわけですが、この数とそれから先進的園芸経営体数、資料4で言うと No. 26 となりますが、この数。そして、資料4の No. 30 になりますが、子取り用雌牛 50 頭以上を飼養している大規模肉用牛農家の数を積み上げカウントしております。それぞれ土地利用型が 20、園芸が 70、大規模肉用牛が 50 ということで 140 という数字になりますがこの数を設定させていただいてございます。

■ 内田会長

その他ないでしょうか。

■堀切川委員

非常に膨大な量、細かいところまで、気を遣われて修正されて凄いなと個人的には思いました。多分、担当された人は、凄く大変だったのだろうと推測ができます。別冊1の基本計画の10ページ目にTPP交渉の大筋合意という文章を加えられております。他の項目ですと、「こういう状況です」の後に、何々の維持が求められますとか、必要となっていますという方向性を必ず書いておられるのですが、このTPP交渉の大筋合意については、「何とかになりました」というTPPの中身だけで、食と農に関連するところがないというような感じがするので、先程のお答えにもあったように、TPPを踏まえて「こういうことが必要になってきます」とか、あるいは、数少ないのでしょうけど、これを逆利用して海外に展開していくという記述があった方が意志が表れていいのではないかと個人的には思いました。ちなみにですが、資料の3-2を見ていましたら、お米と大豆と鶏卵の自給率がもう100%以上遙か超えています。多分この3つは地産地消だけでなく外に打って出る主力で、どの県も米で狙っているようなんですけど、例えばそういうところをTPPの大筋合意を踏まえて、海外の場でブランド化して展開するとか、「そういうことも必要になってきます」というような前向きな姿勢を示していただければ有り難いと思いました。以上です。

■内田会長

はい。貴重なコメントありがとうございました。

■農業振興課 高橋課長

今の御意見については、TPPの大筋合意を受けて、県の農業をどうすべきかという部分の書き込みが足りないのではないかということだったかと思えます。冒頭、後藤部長の方からの挨拶の中にもありました。今回の県議会でも、この部分は、大分出たところではあったのですが、先ほどの説明の中でお話いたしましたけども、具体的にTPPでどのような影響が出るのか、その対策をどのように取るのか、あるいは、各方面の方々が、どういう行動をしていくのかという部分については、基本計画に書き込める段階までの状況が分析できてないというのが、実態でございます。そもそもまだTPPは、大筋合意の段階で、協定を国として批准したものでないという中では、具体的にこの部分はこうしていきますというところまで、落とせなかったというのが、実情でございます。そういったところで記載させていただきました。

■堀切川委員

十分理解できました。今のようなことを書き込まれたらいいのではないかということです。TPPの大筋合意がどういう影響が出るのかとか、そういうのを調べてそれに対する必要な対策があれば講じていくと書くことが大事ではないかという趣旨でございます。

■農業振興課 高橋課長

わかりました。

■内田会長

何も書いていないとやる気がないという風になってしまいますので、これからやるんだとか少し何か出していただけるとよいと思います。

その他ありますでしょうか。

■白幡副会長

農業部会の方々、高橋課長はじめ行政の方々、本当に御苦勞様でした。大変膨大な資料、読むだけでも大変だったのですが、きれいにまとめればまとまるほど、また新たな要求が出てきて申し訳ないのですが、これを直せというわけではなくて、考えてもらっているのかなと思ったことを2、3挙げたいと思います。

まず1つ目は、よく最近いわれる医・福・食・農連携です。今後、どんどん高齢化するというのは避けられない事実なのですが、高齢者が増えてくるという中で、もう少し食と健康とか疾病とか介護などということを結びつけて考える姿勢が必要なのかなという気がします。高齢者が増えるとカロリーベースでも摂取が少なくなってきましたし嗜好も変わってきますから、仮に地産地消するにしても、あるいは、学校給食やるにしても、作るべき野菜類も違ってくるのではないかと、タンパク質の摂り方も違ってくるのではないかと。そういう見方から、仮に地産地消を進めるのであれば、どういうものを県内で作ってあげればいいのか、健康や疾病、介護などそういう視点からも、もう少し、うまくミックスした形で検討していかれたらよろしいのかなという気がいたしました。

2つ目に、今回モデルを作ってくださいましたが、非常にわかりやすいモデルでいいなと思いました。できればもうひとつ追加してほしいなと思ったのが、これも国が挙げてやっていますけれども、いわゆる青年の新規就農支援です。みやぎ産業振興機構で中小企業支援のワンストップサービスをやっていますけれども、青年が、女性も含みますが新規就農するためのワンストップサービス、最初の検討段階から売り上げがあがって5年くらいかかるかもしれませんが、きちっとそこで成功体験が出来るのだということをワンストップサービスで出来るようなモデルを作れないかなと。例えば、なかなか進んでいませんが有機野菜、あるいは、今言った食育、子供達が農業学校的に学ぶとか、そこで今、最近地域団体商標制度ができましたが、宮城県でブランドを作るなど、単なる事例ではなくて、成果に結びついたモデルケースを作っていくということですね。1つのモデルとして作っていただければ良いかなと思いました。

最後ですが、いろんな数字が出ました。最終的に、これからは39,000人で、2,015億円のこういう規模になるのかなということはわかりました。これ単純計算しますと、1人500万円の年収なのですから、そういう意味で言うといいのですが、この39,000人の就業者数

になり、2,015 億円の売り上げをあげたときに、県内というのは、どういう形になっているのかなど。おそらく、農業を取り巻く景色が変わってくるかと思います。その景色を絵にすると、「あと何年か経つと、宮城県の農業というのはこういう農業になっているんだ」というのが文字ではなくて、絵面でもってわかるのかなど。これは大変だと思うのですが、ちょっとトライをしてみたらよろしいかなと思います。

以上です。

■ 内田会長

反映されなくてもいいと遠慮しておられましたけれど、いかがでしょうか。何か。

■ 農業振興課 高橋課長

今、非常に重要な御意見3点頂きました。1つは、医・福・食・農の連携の観点をもっと入れるべきだということがありました。介護食とか医療分野への給食、あるいは食材の提供について、目を向けるというのは、今の時点ではできておりませんが、国も進めておりますけども、薬草を国内で生産するといったような観点の中では、県内でも何か所か製薬メーカー等と連携して取り組もうという動きもありますので、それをひいて言えばもっと小さなレベルで、取り組むという方向性もあるのかなと思ってございます。

それから、2つ目のモデルについてですが、新規就農者からの育成モデルが必要と考えています。これは、私どもの方が、実は農業分野の人材を育成するセクションになっておりまして、常々話しているのは、従来ですと農家の子弟がそのまま学校を卒業して新規就農して、例えばJAの青年部に入って、自分の経営も確立するという姿があったのですが、今はそれだけでは担い手の確保の観点からは十分ではないと思っております。震災から4年程度で130を超える法人が立ち上がっており、現在は農業法人が約450を超えるまでになりました。今の指向は、ここに就職をして農業を目指すというものです。そういった中で、農家の息子だからではなくて、社員としてきっちり、その次の世代の経営を担う、社長業を目指すという方の育成というアプローチもあると思っております。また、農業女子プロジェクト、国の方でもスタートしておりますが、キラッと輝く農業女性、これだって農家の方でないケースもあり得ますので、こういった新しい就農のあり方を今後模索していきたいと思っております。

最後は、農業産出額や農家数の絵ということになりますが、ここは農業部会でもだいぶ御意見いただきました。御報告にも入れさせていただきましたが、産業政策的な農業振興策じゃないかという御意見が結構ありました。今目指すのは、やはり、大規模化・効率化・先進的などというところではあります。一方で、例えば、半農半Xで、地域での役割を果たしながら、暮らしていくという視点を地方創生なり地域政策の中で入れ込むという部分についても、だいぶ農業部会でも議論させていただいて、その方向性は持とうとしているところでございます。

■白幡副会長

補足しますと、健康という話で、青森県は 47 都道府県でがんでの死亡数が多いので今、市をはじめ一生懸命健康都市宣言やっていますよね。なんでこんなに、全てのがんで死亡率が高いのかと見てみますと、やはり、食べ物、何を食べているかということは大きいですよ。ということで健康や介護などということは、食べ物とものすごく密接な関係がありますから、そこをもうちょっと訴えた方が良いのではないかと思います。

2つ目の青年の新規就農に関しては、縦割りではなくて、本当に伴走型で最後の最後までワンストップで面倒見るようなそういう支援策を作って、それが本当のアウトカムもあるモデルケースになってほしいなと思います。そしたら3年あるいは5年かかるかと思いますが、長期にわたって、きちっとサポートしていけるような体制をよく作り込んでいただいたら良いかなと思います。

■ 内田会長

只今、大変貴重な御意見と貴重なコメントをされました。まだ入れなくても良いと遠慮しておられましたが、せっかく良いコメントをいただいたのでキーワードだけでも入れて次の発展のもとになればと思います。

その他いかがでしょうか。

■大友恵里子委員

今の意見にプラスなのですけれども、農地集積というのが、施策の5に書いてあるのですが、先日県政だよりを見ていたところ農地集積バンクというのがあるというのを知りました。高齢者の方が農地を使わなくなったのを貸してくださるというそういったバンクがあるのを意外と知らない方も多いと思いますので、そういう支援があるというのを是非政策の方に入れたらどうかなと思いました。

■ 内田会長

ありがとうございました。何かお答えありますでしょうか。

■農業振興課 高橋課長

農地の集積につきましては、国全体では、今後農地の約8割を中心的に農業を担っていく方々に、集積をしていくという目標を掲げてございます。宮城県は今回の計画の見直しの中で、平成32年の農地の集積目標を77%とさせていただいておりますが、最終的には9割を担い手の方々に集積をするということで進めてございます。委員の御承知のとおり、農地バンクは全国的に展開しておりまして、宮城県も農地中間管理機構というのが、農地バンクになるわけですが、ここが中心となって、今まさに推進を図っているというところ

でございます。

■ 内田会長

その他いかがでしょうか。

■ 平賀委員

お疲れ様でございます。先般の8月に、意見を出させていただきまして、「宮城県は何をするんですか」と聞きました。お米を捨ててないですかと言ったら、香取慎吾さんがおいしいご飯を食べるコマーシャルが流れたので、そういう計画があることを知らなくて大変失礼いたしました。あれで、宮城のササニシキをもう一回見直さなくてはと思った次第でございます。申し訳ございません。それと、キラッと光る女性ということをよく言われますけれども、今、農地には非常に縛りがありますよね。その規制を解かないと新しくなかなか作業に入っていけないという声をたくさん聞きます。やろうと思ったら、だめなのだ、使っていないあの農地もつたいないとか、これやったらいいのにとか、薬草というお話がありましたけれども、女性の中でもハーブとかやりたいと思っている方がいますけれども、なかなか農地を借りられないのだということです。農地集積バンクで農地の77%を担い手にというのわかりますけれども、そういった意味でぜひお助けをいただければ、女性も非常に参加しやすくなると思いますので、一言述べさせていただきました。ありがとうございました。

■ 農産園芸環境課 廣上課長

廣上と申します。今、米のPRの関係で、SMAPの香取慎吾さんの話、出ておりましたけれども、宮城米全体について需要拡大も含めて、PRさせてもらっているところです。ササニシキについては、50年以上経つ品種なのですけれども、さっぱりした米ということで、結構、県内でも年配の方等には非常に好評ですし、また、和食、寿司屋でもかなり好評だということがございまして、今年度の11月補正予算いただきましたが、ササニシキの産地復活に向けた支援を今進めているところでございます。また、併せて、今ちょっと流行っているという言い方をしたら語弊がありますけれども、結構ねばっこいお米が皆さんに好まれておりますので、平成30年を目標にそのような特徴を持つ新しい品種、東北210号といいますけれども、これを入れながら、あっさりしたササニシキ、ひとめぼれの3本柱で、宮城米をPRしていきたいなと思っております。今の御意見とは少しかけ離れましたけれども、今このような米の戦略を持っているということで御紹介させていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

■ 農業振興課 高橋課長

女性の参画で、農地バンクとの連携の部分についてですが、使っていない農地、確かに

耕作放棄地という形で、年々増えている部分がございます。宮城県の場合は、前回のセンサスでは耕作放棄地が約 9,000 haほどでしたが、今回のセンサスではそれを超えたという状況でございます。農地の制度には確かに制約がありますが、例えば女性の方が経営主と一体となって、農業経営をするという中で、その御本人が農地を使うような仕掛け、そういったものは今後考えていきたいと思っておりますし、現時点でも認定農業者の方が、家族経営協定結んで、家族の中でルールを決めて取り組む中で、支援ができるという部分もございますので、そういったことを考えてみたいと思っております。

■平賀委員

ありがとうございます。資料4の中に年間販売金額500万円という数字がありますけれども500万円の売上を上げるのは非常に大変です。そこが少しだけ引っかかっております。私も商業者といまして、500万円は大きいよなと思っております。

■内田会長

はい、どうぞ

■佐々木美織委員

私の勉強不足のところもあるので、質問という形で、今の高橋課長からの助成制度について伺います。沢山の施策をクリアするためには、どうやって実現するのかという話も、先ほどありました。県の職員の方たちが、第一線に立って、全部のものをコントロールするというのが難しいとなれば、協力機関とか民間の方たちと連携しながら、多くの人を巻き込んで、このプランや目標数値をクリアしていく体制になると思います。日ごろ、農家含めて中小企業の支援に入っていて、思うことがあるのですが、やはり継続的に一社がずっと発展し続けていくためには、すごく自助努力が大事だなと思っております。それが多分農家さんにおいても、支援が終わって手を離れたときに、どういうふうにもその方達が輝き続けるか、雇用を生み出し続けるもしくは継続するかということが大切だと考えます。すると、「支援」という言葉、「推奨」という言葉にも限界があるような気がしてしまっています。その時に、今いろいろなところで、活躍している企業というのは、ある共通点があるかなと思ったのが、異業種からの転職者を率先して取っている点です。経営の戦略上の判断なのですが、この14ページの第1節の頭のところに、宮城県への人材還流とか、新たな人たちがこの町に入ってくる、若しくは、農業というものに参入しやすくするという考え方が記載されており、そのためには、やはり農業収入の中だけで、一流の広告代理店にいた人ですとか、中小企業の一流の営業部長のような方達を自社のお金だけで雇用できるのかなという疑問も沸いて参ります。そう思った時に、自社の社員として、外から来る支援者ではなくて、中の人として、一緒に協働していきたいというような経営陣が現れた時に、先ほどの女性を雇用することであったり、障害者の方を雇用することへの助成のように考

えないのでしょうか？異業種からの本格参入，本格転職，もしくはUターン，Iターンの異業種からの経営参画に関して，何かその農業経営者を応援するようなことはあるのでしょうか？（もしかしたらどこかにあったかもしれないのですが）本気の企業こそ今設備投資と同時に人材課題が起こりかけているような事例を県内にていくつか見つけたので，そのあたり何か記載があれば教えていただきたいですし，無ければ今後のお考えをお聞かせいただければと思います。

■ 内田会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

■ 農業振興課 高橋課長

異業種からの人材の参入という部分につきましては，県もこれまで取り組んで来ておりました。平成14年・15年頃だったかと思いますが，県では産業再生戦略という形で，アグリビジネスという分野を一気に伸ばしていきましようという方向性に舵を切って取り組んだところなんです。そんな中で，私も携わらせていただきましたけれども今，白幡副会長がいらっしゃる産業振興機構の中に，アグリビジネスを支援する部門を設立していただいて，商工系の力を，気付きを，あるいはノウハウを活用しながら，これまで十数年取り組み，かなりそれなりの実績が上がってきたものと思っています。ただ，委員のおっしゃる部分でかなりの設備投資をしながら，人材の登用あるいは雇用という部分で，問題となっているケースというのが，出てきたということについては，その通りかと思っています。今回の震災によって沿岸部を中心にこれは復興交付金を活用し，これまで3百数十億円の交付を受け，施設等の整備をさせていただきました。大規模な園芸施設ですとか，土地利用型の大型のライスセンター，JA運営のカントリーもあります，そういったところの方々は，今まで本当に農業者，農家でした。一番危惧しているのは，ある日突然何億円という機械施設を入れるために会社を設立したものの，資金を投入するための会社にあまりにもなりすぎている部分があるということです。今，現地の普及センターでは経営の確立といったところに，苦慮しながら支援に当たっています。委員のおっしゃるもっと民間のノウハウをそういったところにも入れながらというのは，これから非常に重要になっていくかと思っていますので，推進したいと思っています。

■ 内田会長

ありがとうございました。

■ 白鳥委員

今ので関連ですが，現実として，農の雇用という国の政策がありまして，農業法人が雇った場合に，最大で月97,000円の助成を2年間受けることができます。農業法人で従業

員として使って研修するという目的があるのですが、現場で働く従業員でなければ対象外となります。ですから、今言われた法人の営業戦略に携わる人とか6次産業化で各部門を設けて、そこで働く従業員については、対象外になります。だから農業法人を発展させるためには、そういう外部のノウハウを入れたいのですけれども、そういうノウハウを持った方、経験者というのは、やはりそれなりの報酬払っていかないと雇用できないというのが、今の実情だと思います。ですから、今後国に働きかける部分も大切ですし、県としても農業法人を発展させるために、経営戦略をもった人材を確保するための施策も必要だと思います。

■ 内田会長

重要なコメントありがとうございました。

■ 農業振興課 高橋課長

新たな御指摘を頂きました。これからの勉強にさせていただきたいと思います。

■ 畑中委員

私、農村に住んでいますけれども、農業は昔から言葉は悪いですが補助金漬け経営になっていて、今新しくこういう状況の中で、私どもの農業生産法人は、国、県、市からいろいろ支援を受け、自立化を目指して地域一体となって取り組んでおりますが、生産に関する設備投資も補助金、それから、生産する製品も殆ど補助金が入って、それで、経営が成り立っています。それはそれでいいとしても、これからどういうところを目指すのが農業経営のあるべき姿なのか、補助金を頼りにしなくてもいい農業が将来見えるような支援をしているのか。私は今は中間管理機構に農地を委託して農業はしていませんが、その辺、今後の指導のあり方も含め、是非聞かせていただければと思います。

■ 内田会長

お願いします。

■ 農業振興課 高橋課長

御指摘の部分は非常に長年農政をやっている中では、大変重要な御意見だと思います。では、全然補助金をもらわないで、経営ができるのかというお話だと思いますが、確かに設備投資に対する補助金、それから作ったものも転作であれば転作作物の奨励金、農地の貸し借りをするのであれば、今の農地バンクの中で集積協力金というようにあらゆるものに補助金があるというのが実態でございます。そもそも最も大きな補助金は、そこで農業するためのほ場整備になります。農地をしっかりと再整備していくという部分は、国の政策の中で、展開をしておりますので、そういったものを有効に活用しながら、経営を成り立

たせていく一方で、あまり補助金に頼りすぎない経営感覚をもった農業経営をしていただ
くというのが、理想だとは思っておりますが、なかなか道半ばで難しいというのが実態で
ございます。

■橋委員

大変、いつもお世話になっております。

宮城県の食材がブランド化しておりますので、旅館業の方も自負しているところであり
ました。さて先日気になることがあったので、ここで御報告させていただきます。最近食
材関係が全て上がってきて、原価も2%~3%くらい上がってきています。たまたま県内
の女将さん達が作っている会に協賛している会員として大手の卵のメーカー様が入りたい
ということで話がありました。今まで当社では蔵王の卵を私も使っていたのですけれども、
そういう地場産の卵の場合には、それを調理場で割って白身や黄身に分ける手間とかそう
いうことが必要だったり、サルモネラ菌が入る心配があるのですけれども、その大手メー
カーさんが言うことには、黄身、白身と分かれていたり使いやすい形状になっており、保
存しやすいし、使う時に少量からも使えるということで、大変手軽だということ。比較す
ると価格も安いというお話がありました。多分今後T P Pの関係などでそういったものが
どんどん入ってきていろいろなところに影響が出てくるのかなと思いました。これまでが
我々も宮城県の地場産にこだわっていましたが、その話には大変興味を持ちました。今後
どこまで宮城ブランドにこだわりつつ、販売価格を守れるか課題があると思われま

■内田会長

ありがとうございます。事務局から何かコメントありますか。

■食産業振興課 角屋課長

食産業振興課長の角屋と申します。どうぞよろしく申し上げます。

そういった御意見が確かにあって、先程の地産地消・食育のところで、全てお値段が安
ければそれでいいのかというお話もあったところですが、ただ我々としては、食のブランド
化をしていく中で、消費者の方の意識も関係してくるのだろうと考えております。単純
に値段が良ければいいという方と、やはり若干お値段は高くても、地元のいいものを口
にしたいというような方もおります。そういったところについては、先程来出ておりますよ
うな地産地消の取り組みも進めていきながら、極力いろいろな場面で、価格だけではない
県産食材の良さというものも我々としても積極的にPRしていかなければいけないなと考
えてございます。以上でございます。

■内田会長

ありがとうございます。今のコメントは、価格だけではなくてブランドや品質も価値の

うちというコメントだと思います。一方、逆も然りで、価格も大事という言い方もあります。要はどうやって価値を出すかということだと思います。旅館の方にお伺いしたいのですが、やはり地産地消、あるいはそのブランドについての価値と言いますか、それをお客様にお伝えするようなこともやってらっしゃるのですか。

■ 橋委員

うちは、やっています。そういう方向性でみんな考えていました。今、原価がどんどん上がっていく状態の中で、いかにしてコストを下げるかというところで、こういう提案があるとみんなそちらにパッと向いてしまうのではないかと、逆にその大手の卵を使っている業者さんたちがそういうのにパッと変わった時が怖いなと思っています。

■ 内田会長

やはりどちらも大事で、それだけにブランドや安全の価値をさらに高めることも同時に必要というのは、大変厳しい状況だと思います。

■ 伊藤秀雄委員

すみません。関連で

■ 内田会長

はいどうぞ。

■ 伊藤秀雄委員

今、橋さんがおっしゃったことは、我々も本当に切実に感じていまして、それは避けられない現実かなと理解しております。その中で、宮城県の農家がそれを理解していただいて経営者の人が理解されても、消費者の方が安い方が良いよとおっしゃる方が多分多いという現実を踏まえるとこれはやはり経営する立場からすると、そちらの方を選ばざるを得ない。県内の農産物が、本当に良くて、少し高いけれどもよいものだけなのかということでもないという現実も、我々認めざるを得ないということがあります。そこは県議会の先生の議員提案により食と農の県民条例ができたのが平成12年だそうですが県民に対する訴求力とか県民との共通理解とか、そういう県民との情報の共有化、そしてまた運動にそれを変えていくような機運も高め、消費動向を最終的には変えていくところまで、我々自身も農業者自身も関わっていく時代なのだろうなと実は思っております。今回の基本計画の中では、こうした点がいろいろ進化していて、本当に感謝するところなのですが、県民に対する県民理解の指標これが少し足りないのかなと思っています。8歳までに自分の人間としての舌感覚、それがなんか決まるという話をされる先生がいらっしゃいます。小学校とか中学校の学校給食の中で、県産食材を食べていただくということ

の重要性というのも、非常に今感じておりますので、25 ページで地場産野菜の学校給食の利用というのが目標が40%なのですがすけれども、もう少しそういう意味を含めて60%くらいの気持ちをもっていただきたいなと思いますし、それを我々自身、お伝えするという意味でも、せっかく食産業振興課の方で伝え人という制度を作っていただいておりますので、今30人程ですか、一生懸命伝えていただいております。ですから、こういう制度をもう少し普及していただいて、伝え人の数も指標に入れていただくとか、醸成するという言い回しもありますけど、時間を掛けてゆっくりやりますよという中身に捉えられます。TPPも含めてここ5年で農業者数も半減するような情報も今ありましたので、そういう中では、もう少し積極性のある言葉に是非変えていただければなと思います。

■ 内田会長

ありがとうございました。私もちょっと追加させていただくと、私自身は静岡県生まれです。こちらに来て、長いのですが、こちらからたまに静岡に行くのご飯のおいしさがまるっきり違います。やはり静岡のごはんは食べられないと思って宮城に戻って来ることが多いのです。代表的なのが駅弁です。みなさんもし機会がありましたら、試していただきたいのですが宮城県のもはおいしくて、味が全く違います。ここに住んでいると日本の中でこんなにおいしいとわからないまま過ごしてしまうのですが、何かそれを比較して伝えるような仕組みがあると良いと思います。

はいどうぞ。

■ 平賀委員

参考になるかどうかわかりませんが、今の言葉で思い出しましたが、私法人会にも関わっておりまして、1億円の札束を持って、小学校回って歩いています。みんなそれを持って、「1億円ってこんなに重たいんだ」と言ったりしていますが、訪問した際には、税金の使い道を全部ビデオで見せます。でないと講演もできないし、発信もできないし、いろいろなことができないのだぞということを小学校から教えています。今のことと同じように、ご飯のおいしいところとおいしくないところを食べる会を是非小学校の頃にやったらいかなと思いました。

■ 堀切川委員

参考意見その2で、今回の基本計画も大筋合意で、どちらかという、具体的な事業の時にこういうスキルが必要ではないかという現場からの声が出ると思うので、私も具体的な例を紹介します。お米を応援したいので、今ちょっと関わっているのが栗原で取れたササニシキを大崎の酒蔵で純米生酒にして、仙台の居酒屋でオリジナルの日本酒で出すというものです。実際事業化されているのですが、凄まじく美味しいです。私はアドバイザーなのか消費者なのか、多分、消費者の立場でまた来年も関わるとは思います。例えばこう

いう取組というのは、いっぱい切り口があって、地産地消でもあるし、農商工連携でもあります。6次産業でもあるし、異業種交流でもあります。さらに今打ち込んでいるのは地産地消の美味しいササニシキで、日本酒作るなんて贅沢なのですけれど、それを美味しく飲む杯まで開発しようということをご近所の人と一緒にやっています。このような取組に当たっては、最初から関係者全員が一緒になって動いています。そういう動きをすることで、スタートしたときに少し高くても、非常に売れるものができるのだと思っています。ただ、消費者にこれが本当にいい物だと伝えるのにPRするにしても全てお金がかかるので、そのような部分も補助事業で使えと、取り組もうとする人がやる気もでるし、本当の意味で振興になると思います。そういう意味では、実は、農業・食品加工業だけではなくて、工業とか観光業とかいろいろなところにそれが波及していくと思いますので、そういう出口の自由度が上がるような取組がいいかなと思っています。ちなみに、山形ですと、つや姫が出たとき、すぐにつや姫で日本酒も出しています。ああいう贅沢な県が贅沢なものも同時進行でやっておられて、宮城はどちらかというところ「うまい米は食べる」でもない酒米は酒米で区別してきたのですけれど、私はこのササニシキ作戦うまく行くと、また作付け、増えてくるかなと思っています。一度飲めばわかるということです。以上です。

■ 内田会長

ありがとうございました。食材から最後の消費のところまで関連するという大変貴重なコメントだと思います。これは大事なことですが計画の中にどこか入っておりましたでしょうか。少しでも入れられれば良いのかなと思いますが。

■ 農業振興課 高橋課長

今のお話ですと、6次産業化などで開発した商品について、その良さをPRするところまでの支援を、というお話だったと思います。その辺は、6次産業化の取り組みの状況を踏まえつつ、施策を展開するという切り口で整理はしております。8ページ、6次産業化の取組の拡大のところ、計画の数は伸びてきておりますので、これを実現させていくというところかなと思っています。

■ 内田会長

はい、わかりました。だいたい時間になりましたが、「これだけは」という御意見ございましたらご発言下さい。

■ 農林水産部 後藤部長

多様な御意見頂きましたが、基本的にこの計画の中に書かれたものを具体的な動きとしてどういうふう現場で見せていくのかというようなところの共通の御意見だったかなと

捉えさせていただきます。計画は計画として先駆性のあるものを作らせていただいて、その中で我々、堀切川先生の御意見にもありましたけれども行政だけではなくて、様々な分野で人を巻き込んで実践している姿を県民の方々、ひいては全国の皆様にどうやって見せていくのかということが、最終的な我々の重要な仕事なのだろうなというふうに感じさせていただきます。計画については、このかたちを踏まえながら、これはフェーズによって切り方いろいろあるかと思いますが、その中の要素をいかに組み合わせて動きを見せていくのかということで、取り組みの方向性も改めて示していただいたかなと思っております。その点に気をつけながら、この計画の運用を行っていきたいと思います。以上でございます。

■ 内田会長

はい、ありがとうございました。今回いただいた御意見を踏まえて、私と事務局とで調整を行いまして、再度、委員の皆様にご確認いただきたいところではありますが、答申の日程が1月中旬頃と迫っておりますので案の修正につきましては、私と所管部会の伊藤部会長に御一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

■ 各委員

はい。

■ 内田会長

ありがとうございます。なお、答申の日程は、平成28年1月14日と予定されております。答申に当たりますのは、私と伊藤部会長で対応いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは、議事の(2)、その他「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画素案」について事務局から説明をお願いします。

(2) その他 「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」(素案)について

■ 経済商工観光部 宮川次長

私、宮城県経済商工観光部次長の宮川でございます。今日は、こうした説明の機会を頂きまして、ありがとうございます。私からは、宮城県中小企業小規模事業者振興基本計画の素案につきまして、御説明申し上げます。使います資料は7-1と7-2になります。7-1が概要版でございます、1枚です。それから、7-2が、本体ということで、これは現在まだ庁内の各部局に照会をにかけている最中なものでございまして、本日の御意見も踏まえて修正したもので、1月中旬からパブリックコメントにかけたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料7-1の概要版を主に使って、御説明をさせていただきたいと思っております。

たまに7-2の方、御参照いただくことがあるかと思いますが、よろしくお申し上げます。まず、7-1、概要版でございますけれども、左の上の端の方になりますけれども、宮城県中小企業小規模事業者振興基本計画とはという項目がございます。これは、本体の方では、はじめにというような括りで章立てになっておりますけれども、こういったものが1つあります。それから、全体の構造としましては、その右隣に行きまして、ローマ数字のⅠ「宮城県の中小企業小規模事業者の現状」、それから、左に戻りまして、ローマ数字Ⅱ、「中小企業振興のあり方について」、それから、反時計回りに下の方に行きまして、ローマ数字のⅢ「具体的な施策」、これ概要版で施策になってますが、具体的な施策と取り組みということで本体には書いてございます。それから、その上、右の方ですね。ローマ数字のⅣ「計画の進行管理」という大きく5つのブロックに分かれた形で、計画を策定させていただいております。まず、左上に戻っていただきまして、「中小企業小規模事業者振興基本計画とは」というところでございますけれども、基本計画の基本的な考え方ですか、あるいは、性格、それから計画期間これ3年間ということで、設定させていただきました。やはり変化が激しいものですから、常時中小企業者各団体の皆様の御意見を踏まえて、見直していくということを考えておりまして、3年間で、ローリングをさせていただくということを記載させていただいております。7-2の方、御覧いただければと思いますけれども、7-2の2ページになります。今回、中小企業小規模企業の振興に関する計画でございますけれども、先程、御審議を頂戴いたしました食と農の県民条例基本計画のようにそれぞれ分野毎の計画がございます。今回私どもがやっております計画は、その分野横断的に企業の規模で区切った計画ということでございますので、それぞれそういった計画との関連をしっかりと意識しながら、連携をしてやっていくということが、そこに書いてございます。7-1にまたお戻りをいただきたいと思っております。7-1のローマ数字のⅠの部分でございます。「宮城県の中小企業小規模事業者の現状」でございますけれども、国や県を取り巻く社会経済情勢について、図表等で整理をさせていただきました。特に本県の特徴といたしまして、東日本大震災による中小企業小規模事業者への影響ですとか、あるいは、グループ補助金等による支援の状況、あるいは、大きな問題でありました二重債務の対応状況などについて、整理をしております。それから、ローマ数字Ⅱの部分、「中小企業振興のあり方について」ということになります。ここは、本体では、16ページからになりますけれども、中小企業小規模事業者振興のあり方ということで、章立てをさせていただいておりますけれども、中小企業の振興施策の着眼点と県として重点的に取り組んで来た事項を記載しております。今、7-2の方の16ページをお開きかもしれませんが、その16ページの方には、計画策定の過程で、商工会・商工会議所あるいは金融機関、各団体等から、意見聴取をした結果をまとめさせていただいております。こういったものを踏まえて、計画策定をさせていただいております。こうした今回の計画策定の過程で、意見徴収等させていただいたことを契機に、中小企業小規模企業に関して金融機関ですとか、関係機関と意見交換ができるような場が、充実してまいりましたので、今後の

施策展開にそういったものを大いに活用していきたいというふうに考えているところでございます。また、7-1にお戻りをいただきまして、ローマ数字のⅢ「具体的な施策」のところでございます。ここに施策1から10まで、書いてございますけれども、これは、中小企業条例の方で、県で取り組むべき施策ということで、10カ所ございますが、その条文に沿って、施策化をさせていただいたものでございます。経営の革新、創業の支援のお話、あるいは伴走型支援のお話については、先程の御議論でもあったかと思っておりますけれども、そういったところですか、あるいは、施策の5ですが、人材の育成確保といったところで、異業種からの人材の供給と言いますか、転職と言ったものもサポートするような施策もこちらの方で盛り込ませていただいているところでございます。その他、産業集積、商業振興、特に商業の振興ですとか、産業集積の中の水産加工クラスターの再生等につきましては、現在、復興・復旧の過程でも大きな問題になっているところでございますので、力を入れてやっていきたいということを記載させていただいております。なお、ローマ数字のⅣでございますけれども、計画の進行管理につきましては、通常のPDCAサイクルを回して行くということにしておりますが、条例上、毎年、進捗状況につきまして、議会に報告するというようになっております。その過程で商工団体の御意見も頂戴して、進行管理しろということになっておりますので、そのように対応して参る予定としております。それで、資料7-2、本体の方でございますけれども、先程申し上げましたとおり、これ現在、庁内関係係局で最終的な内容の確認をいただいております。その結果と、それから本日頂戴いたしました意見も踏まえて、修正をいたしまして、その修正後のもので、1月にパブリックコメントを予定しております。また、同時に、中小企業小規模事業者の支援団体ですとか、市町村などに意見照会を行わせていただいて、さらにもう1回、2月中に修正の作業行いまして、3月の県議会に完成版という形で、報告をするという段取りで作業、今進めておるところでございます。私からの説明は、駆け足でございましたが、以上でございますけれども、本計画は、3年ということもございまして、この審議会に対する正式な諮問・答申の形は取ってはおりませんが、委員の皆様から御意見もしいただくことができましたならば、先程申し上げたように計画に反映させたいと、あるいは事業実施に反映させてまいりたいと考えておりますので、どうか忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。以上でございます。ありがとうございます。

■ 内田会長

ありがとうございました。それでは、只今御説明いただいたことについて御質問・意見ございましたらお願いします。

■ 大志田委員

PDCAサイクルでチェックのうえ毎年報告するという手法は大変いいと思います。具体的にはどんな指標で検証するだとか、方法だとか、それはどんなことになっていきますか。

■ **経済商工観光部 宮川次長**

3年という期間のものですから、実は、目標値としては、特に数字的なものは持たないということで考えております。ただ、7-2の39ページを御参照いただければと思うんですけども、先程申し上げました関連する計画で中長期の目標値を持っているものがございます。製造業関係の目標値や観光関係あるいは、商業関係の目標値、それぞれございます。そういったものを、ひとつ念頭において、毎年の施策の実施状況について、アウトプットベースで取りまとめて、チェックをしていくというのが1点です。それから、アウトプットなものですから、では、実際どうだったかということについては、商工団体から御意見をいただきまして、この辺はちょっと不十分だったよねとか、ここは殆ど効果が無かったよねとか、そういうことは、それぞれ実際に事業を展開されている中小企業の皆様とコミュニケーション取らせていただいて、その結果も含めて評価という形でまとめていきたいと考えております。

■ **大志田委員**

この計画の下には、10の施策毎のアクションプランのようなものが実際にあるということですか。

■ **経済商工観光部 宮川次長**

アクションプランという形で、明確には作りませんが、毎年の予算と私ども経済商工観光部の毎年の施策体系というもの、施策方針というもの作っておりますので、その中で実際にはやっていくということになります。

■ **大志田委員**

そうすると、この成果指標というグロスの目標値で判断するというので、例えば案件数など個別の施策別の成果は把握しづらい感じですか。

■ **経済商工観光部 宮川次長**

案件数とかそういったものは、各事業毎に件数としては、整理をしております、それは当然実績の評価項目としては、見ていきたいということにしたいと思っております。

■ **大志田委員**

わかりました。ありがとうございます。

■ **内田会長**

その他ないでしょうか。

■ 平賀委員

資料7-1 施策の②です。国内外における販路拡大、食品の販路拡大とありまして、さっき言ったように、ほうれんそうとかいちごなどがありますけども、それにつけても、この審議会に関係ないかもしれませんが、外務省は宮城県にありませんので、ぜひ外務省を宮城県に持ってきたらいいなと思っております。これからやはりそういった産業やるには、トモダチ作戦の時、私ちょっと関わっております、その時、北海道から連絡が入りました。それから、あと、東京から入ってきます。ここにはないものですから、やはりここにそういうのがないというのは、一番アレだなあと思いました。それから、今言ったように、いちごとかいろいろ素晴らしいものあるんで、ぜひ、海外に向けて一緒になって、超党派というのはおかしいですけど、そういうふうになさったら本当にいいものは、いいものなので、そういった意味で、ちょっと負けているな青森に、ちょっと負けているな山形にと思っておりますので、絶対宮城頑張ってもらいたいと思っております。よろしく願いいたします。

■ 経済商工観光部 宮川次長

わかりました。

■ 内田会長

強いコメントですが何かコメントございますか。

■ 経済商工観光部 宮川次長

今、平賀委員おっしゃったとおりで、これからは、輸出というものをしっかりやっけていかななくてはいけないと思っております。実は、TPPについては、こちらの計画でも、ちょっと今後の動向を注視するという記載にしか実はなっていないんですけども、やはり企業によって業種によっていろいろまだらです。良いインパクトがあると思っるところと、そうでもないところあるんですけど、いずれ、世界市場で戦っていくということは大事ですので、そうしたことで、農林水産物から工業製品あるいはサービスも含めて、そういう起業家が出るように支援ができればと思っております。そこは、部を跨いで連携をしてみたいと思っております。それから、貿易が盛んになった結果として、あるいは、人の交流が盛んになった結果として、できれば委員おっしゃった外務省なども来ていただけるように、そこは頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございます。

■ 内田会長

はい、どうぞ。

■ 伊藤房雄委員

平賀委員の点と重なる話なのですが、工業統計をみると、中小企業、食品製造業で働いている人の1人あたり付加価値額には業種別の違いがあります。先日、東北にある食品製造業者の事業所数と1人あたり付加価値額を見ました。面白いのは、1人当たりの付加価値の低い業種が東北では結構事業所数が多いのです。それを踏まえて、これからどうやって生き残るか、逆に付加価値の高い業種というのは装置型で労働はあまり必要がない。結局、東北の食品製造業は労働集約的な特徴がある。それでは、食品製造業が生き残るためにはどうすればいいのか。施設型にすればいいのだけれど、そうすると地方に雇用の場が減る。とすれば、これからやはり新たな商品を開発し、マーケットを自分のものにして、付加価値を高めていくしかないのではないか。その際に、今回の素案の中にいろんな支援の個別の事業者、中小企業等、事業者向けにありますが、それだけではなくて、海外輸出などの大きなカテゴリーで括ることができないだろうか。いろんな食品製造関係の事業者がそこに参加できて、皆で底上げできるような支援のあり方検討していく必要があるのではないかと思っています。

■ 内田会長

はい、ありがとうございます。これも大変貴重な御意見と思います。はい、どうぞ

■ 白幡副会長

時間が無いので2つだけ。施策の中に、人材の育成確保、雇用環境整備とありますけども、今我々みやぎ産業振興機構はいろいろな企業と関係持っていますけど、一番困っているのは、製造業で言うと、人が集まらないことです。最近、水産加工業の方にも少し足突っ込んでいますけど、そこでも人が集まらない。今々人が集まらない。3年計画であれば、勿論それはまだら模様でちゃんと集まっているところありますが、相対的には人が集まらない。そうすると売上が上がらない。ですから、人が集まれば、もう少しなんとかかなったかなというところが結構多いのです。ここに書いてあることは申し訳ないが、ちょっと教科書的で、3年の中で今本当に必要なことは何か、今あるいは来年どうするんだということですね。そうすると、高校もあります、高専もあります、大学もありますけれども、地元を知った人達が、地元はどうやって就職するのかにもっとドライブかけないと、ものづくりやっている方々は人が集まらないために売り上げ確保できないっていう現象の解消ができないのではないかというのが、1つですね。

2つ目に、グループ補助金は大変企業に力になったかと思うんですけども、公的資金を借りるとか、あるいは、利払いを少し免除してもらっているのが、そろそろちゃんと利払いをしなければいけないという段階になってきます。本当にお金が回るのか回らないのかというところで、必ずしも地銀さんが耳を貸してくれませんから、お金に困る企業がこれから出始めるのではないかと思います。やはりその辺に、少し温かい手を差し伸べていか

ないと特に中小企業は、グループ補助金を使った企業も、これから困るのではないかという気がしております。

■ 内田会長

今ちょっと高専の名前を出していただきましたが、高専も地元への就職は、非常に少なく、もっとなんとか増やそうという努力を始めたところです。具体的には地元の企業に学生を長期インターンシップに出して、そこで、学生と企業の接点が深まれば、もっと地元就職する率が増えるようになるのではないかと考えました。宮城県さんから御支援もいただけることになりまして、4月頃から始めています。やはりこういう活動を皆で連携して進めるということがとても大事だと思います。今、白幡副会長がおっしゃったような施策として何か仕組みを入れていくことができれば良いと思います。是非御検討いただきたいと思います。

■ 経済商工観光部 宮川次長

はい、わかりました。そのようにさせていただきたいと思います。現状だけ御説明させていただきたいのですが、1つは特に水産加工業の付加価値の話ございました。宮城県、歴史的に三陸沖があつて、量が取れるということがありまして、冷凍して1年通じて、それを売っていくというそういう形態の水産加工業が多いものですから、1人当たりの付加価値額が低いというのは、その通りです。やはり、そこを上げていくということで、今、例えば阿部長さんですとか、いろいろな研究されて、最終商品を作ろうということで、やられております。そういった企業の取り組みを伸ばしていくというのが、1つあるかと思っております。それから、人手不足のお話なのですが、これは2面ありまして、1つは、今、白幡副会長がおっしゃったように、人材をしっかりと地元就職させるようにしていくということで、小中高大ということで、先般、労働局、教育庁含めて、雇用協定結ばせていただきました。その中で、現実的な施策をこれまでやっているものも含めて、さらに拡充して取り組んで参りたいというのが、1点です。それから、特に水産加工業の人手不足については、給与水準とか雇用環境の問題もあるんですけども、もう一つはやはり、生産性が低いところに人が投入されていて、ラインも改善の余地があるということのようにございまして、いわゆるトヨタの改善なんかを取り入れると、20人にかかって100単位作っていたものが、15人で100単位出来るということなるようございまして、そういったことも含めて、合わせて取り組んで行くということを特に水産加工クラスターの再生支援の中では、やって参りたいと思っております。いずれ、本当に大事なことですし、少し打ち出しが弱いかなと思いますので、そこは、改善をしたいと思っております。ありがとうございます。

■ 内田会長

はい、ありがとうございました。どうぞ。

■伊藤秀雄委員

産学官金の連携ということがありますけども、我々、農業界では、6次産業化、農商工連携というのがあるのですが、地域6次産業化という小規模事業者の皆さんと我々農家が組むというのが一番スムーズではないかなというふうに思いますので、是非地域6次産業化、農商工連携、いずれでも結構ですけど、そういったようなキーワードを是非入れていただければなと思います。

■ 経済商工観光部 宮川次長

伊藤委員、例えば観光とということも含めてでよろしいですか。

■伊藤秀雄委員

そうです。

■ 経済商工観光部 宮川次長

わかりました。おっしゃるとおりだと思います。山形などでも進んでいるようでしたので、そこは入れさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

■堀切川委員

県の方で新しく条例を作られて、たぶんそれを基にやっていくぞという計画なのかなと思いました。凄く良いことだなと思います。簡単なコメントです。17 ページの下の方に中小企業・小規模事業者の振興施策を考える上での着眼点、たぶん、この着眼点、書いてあること全部賛成です。ここにもし無い、付け加えた方が良い着眼点があるとすればという意見をいくつかさせてください。1つは、実際に中小企業、特に小規模事業者、小規模企業って言われるところを応援するに当たっては、小規模企業の数が増えすぎて大変ですが、出来るだけたくさん訪問していただいて現場のニーズ、私は潜在的企業ニーズと呼んでおりますけど、そういうのを発掘していただいて、どういう支援メニューが必要なのか、今何が課題なのかというのを直接肌で感じるという着眼点もあってもいいのかなと思います。私自身は、自分でやっている活動は、御用聞きと呼んでおりますが、行ってみるとパンフレットで見ているのと全く違う会社の強みが見えてきたり、弱点が見えてきたりしますので、例えばここで言うと、「関係機関との連携を深める」をうまく利用して、そういう実際の小規模事業者まで踏み込んでいくという視点が、大事かなと思いました。さらにその中から、多分これからお礼しがいがある元気な企業さんが沢山発掘されてくると思うのですけれど、そういうところを見つけることに繋がるかなという感じです。あとは、最終的には、小規模事業者の皆様の企業力を強化するところが1つのゴールかなという気もするので、そういう意識で臨むというのがあるといいなと思った次第であります。ちなみに、

自己宣伝をする気は全くありませんが、経済産業省の中小企業庁が、数年前に小規模企業振興基本法という非常に大きな法律を作られるときに、内々に相談をいろいろ受けました。その時も、経産省・中小企業庁の視点は全国 400 万社もある小規模事業者の中で、元気なやる気のある会社をいっぱい発掘して応援していきたい。そのためには、関係機関と連携を取りながらという意識を持っておられて、都道府県庁レベルだけではどうしても現場が見えないので、各地域の商工会議所とか産業支援機関と連携して、そういうのを発掘する。さらに補助金の作文なんかできないので、そういう作文するところから、指導出来る人を配置した方がいいと、そういうことで、これからの日本の新しい産業を引っ張るリーダーを増やしていきましようというような趣旨だったかと思いました。ぜひそういう現場のニーズと、ちょっと応援すると強くなれる企業いっぱい見つけていただいて、強化していくという視点を盛り込んでいただければ有り難いなというふうに思います。

■ 内田会長

はい、ありがとうございました。大変、重要なコメントだったと思います。是非、御検討下さい。

■ 経済商工観光部 宮川次長

はい、今回、計画策定に当たりまして、なるべく現場の声は、把握してやりたいということで、信用金庫ですとか、商工会を、通じてお話は伺ったのですが、ただ、先生おっしゃるように、その先まではまだまだなかなか到達しきれてないところがございます。そこはそういった関係機関と情報共有しながら直接私どもも、肌感覚で分かるようにしていきたいと思えますし、その目利きが実は私ども行政ですとなかなか難しいところがございますので、そういった支援機関のお知恵を拝借しながら、そういった企業力をしっかり評価して、伸びる企業を支援できるようにして参りたいと思えます。ありがとうございます。

■ 内田会長

はい、よろしく申し上げます。

■ 佐々木美織委員

17 ページの「2 中小企業・小規模事業者の振興施策を考える上での着眼点」についてです。私、仙台市の方の中小企業活性化会議の委員をしております。18 ページ(2)の「事業者に対して県の施策に関する情報が確実に伝わるようにする」というのは、これは県に留まらず各市町村においても支援策がありまして、事業者さんは、各ホームページですとか、資料を集めて、その違いを一生懸命勉強しながら、何を申請するか検討しやっているので実態だと思います。やはり、仙台市に事業所を置いている小規模事業者の方とか中小企業の方は、県の事業者であり、同時に仙台市の事業者であるので、そのあたり、もし、

例えば広告を県と市と一緒に出すとか、何か共通の目的を事業者さんに与えるというか、情報提供するときにタイアップすることはいかがでしょうか？連携先として仙台市とか、石巻市とか、そういった自治体さんと（２）についても、可能性について検討していただけるとよろしいかなと思います。

■ **内田会長**

ありがとうございました。では、これも、御検討よろしく申し上げます。

■ **経済商工観光部 宮川次長**

はい。そのようにいたします。

■ **内田会長**

その他よろしいでしょうか。

それでは、ちょうど時間も参りまして、まだ御意見いろいろお有りかもしれませんけれども、今日の御意見の他に、お気付きの点がございましたら、ファックスあるいは電子メールなどで、事務局の方に御連絡をいただきたいと思います。それでは、これで、議事的一切を終了とさせていただきます。審議会の円滑な進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

5 閉 会

■ **富県宮城推進室 佐藤副参事**

内田会長、委員の皆様ありがとうございました。以上をもちまして、第36回宮城県産業振興審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

以上